

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

時間前ですけれども、始めていきたいと思います。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、十三番浅利直志議員に一般質問を許します。十三番浅利直志議員。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

改めまして、おはようございます

二〇二一年度、令和三年度三月定例議会におきまして一般質問いたします。日本共産党の浅利直志です。

さて、この三月をもちまして退職されます課長、そして町職員の皆様におかれましては、長きにわたり町の行政事務の執行に当たっていただきまして、本当にご苦労様でした。また、お疲れさまでした。感謝を申し上げつつ、今後とも様々な分野におきまして、その経験と知識を生かしてくださいますよう、心から期待しております。

さて、一年余り続く新型コロナに向かい合い、そして、立ち向かい、黙々と業務をこなしている、行っている医療や介護関係従事者、保育園従事者に対して、改めて感謝を申し上げるものであります。

また、本年三月十一日は、東日本東北大震災、そして、私に言わせれば人災とも言える福島原発大災害に遭われて、その後の生活の再建、なりわいの再建、復興に立ち上がり、生活をなさっている方々に、改めて敬意と感謝を申し上げ

るものであります。同時に、原発事故さえなければと悔しい涙を流し、今も課題山積の原発事業等エネルギー事業に向き合い、原発の廃炉やあるいはまた被害者への補償、原発廃棄物処理、そして自然エネルギーの一層の拡大、これらのことを改めて胸に刻んで、努力を、微力を尽くしていくことを心に誓っているものであります。

さて、新型コロナウイルスの感染クラスターは、県内においても接待を伴う飲食店での感染や、あるいは病院、福祉施設での発生、最近では黒石あけぼの病院での発生など、地域でも身近なことになっていると話す町民の声も多く聞かれているわけであります。

また、本年一月、緊急事態宣言、その後の一か月の首都圏をはじめとした大都市圏での延長、現在首都圏では爆発的感染拡大、ステージ四を出していますけれども、下げ止まり状態だと言われております。なぜ、首都圏、東京圏で感染を十分抑えられないのか。政府は、若い働き盛りの世代が飲食の場で感染を広げ、家庭などに持ち込むことが主な原因だとして対策のポイントを絞っていますが、それなりの効果を発揮したとは思われますが、これらの対策について十分なのかどうか、検証も必要になっているのではないのでしょうか。各地で起きている高齢者施設でのクラスターや、あるいはまた様々な感染拡大の要因をやはり今こそ徹底的に解明していくことが必要ではないかと思えます。

日本共産党は、昨年四月以来、一貫して求めている無症状者も含めた定期的なPCR検査による早期保護や隔離などを強化することが、ワクチン接種開始に当たる今現在もますます必要になっているのではないかと考えております。ワクチンはコロナ対策の決め手、あるいはまた切り札という言い方がなされている昨今であります。このワクチンが切り札ということはどういうふうに理解すればいいのか。この理解もはっきりとさせていくことが大事ではないでしょうか。

それでは、質問通告に沿いまして、新型コロナ対応策について町長に質問いたします。

新型コロナ対策のイについて、新型コロナの十六歳以上の町民接種のための必要量確保に不安が生じている原因や要

因について改めてお聞きいたします。また、藤崎町における接種体制について質問いたします。

ロとして、接種順位について、特に介護施設従事者と七十五歳以上の高齢者に優先接種をするんだと町独自のプランの必要性や可能性についてどのように検討されているのか、質問いたします。

ハとして、ワクチン接種開始前はもとより、ワクチン接種開始後におきましても、新型コロナウイルス感染防止のために、介護施設・保育園等従事者への定期的PCR検査などを実施することについて積極的に取り組んでみる用意があるのかどうかについて、改めてお聞きいたします。

次に、町の事業計画実施に当たって必要な入札、契約について質問いたします。

新聞報道によりますと、西目屋元村長は、官製談合防止法違反などで起訴され、さらにまた一回二十万円、計二百万円ほどの収賄罪で追起訴されたという報道がされております。この件は、入札、契約をめぐる関係者へのいわば警告ではないかと私としては受け止めておりますが、青森県警や青森地検の警鐘、警告だと私は受け止めておりますけれども、町長はどのように受け止めているのでしょうか。そこで、改めて町長に質問いたします。

通称、官製談合防止法、正式名称としては長いんですけれども、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律となっておりますけれども、この法律における法令違反行為とはどんなことなのかについて、改めて質問するものであります。

次に、建設業退職金共済加入は、下請業者まで町として確認、チェックされているのかどうか。このことについてお聞きいたします。

次に、建設・土木工事等の現場立て看板から工事金額の記載なしの現状になっていることについて、改めて現状と今後について質問をいたします。

最後に、介護保険について質問いたします。

藤崎町における第八期計画における保険料の見込予定額はどのようになるのか。その保険料の見込予定額についてお聞きします。また、介護施設などにおける食費負担増の見込みや見通しについて、併せて質問いたします。

以上、簡潔明瞭な答弁を求めて、私の登壇での一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

今日は傍聴の方もお見えでございます。春は一日一日近づいているものの、三寒四温が続くまだ寒い日、あったかい日が続きますので、どうぞご自愛されて、新しい年度をまた迎えていただければとそう思っております。

それでは、浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナ対応策についてのイのワクチンの必要量確保に不安を生じている原因・要因について、町の接種体制についてお答えいたします。

現在、我が国が進めているワクチン確保策につきましては、アメリカのファイザー社など3社と契約を締結し、国内での承認が得られ次第、供給を受けることとしており、予定どおりに進展した場合、全国民がそれぞれ二回接種できることとされておりました。

今年に入り、ファイザー社製ワクチンが国内での承認を受け、供給が始まったものの、世界各国のワクチン争奪戦が続いていること、主力工場がベルギーにあり、欧州連合が輸出を管理していることなどが影響し、ワクチンの供給時期及び供給量が国の見込みどおりに進められなくなっている状況であると認識しております。

また、町の接種体制につきましては、先日の阿部議員への答弁のとおり、ときわ会病院で集団接種を、せきばクリニックと樽沢医院において個別接種を予定しており、詳細について現在調整しているところであります。

次に、ロの介護施設従事者と七十五歳以上の高齢者に優先接種するなどの町独自のプランの必要性と可能性についてであります。これまで国からの情報によりますと、市町村が実施するワクチン接種の順位につきましては、まず高齢者、次に基礎疾患を有する方と介護施設従事者、そして十六歳以上の一般の方とされております。

基本的にはこの順番で実施することを想定しておりますが、ワクチンの供給量やその間隔などに応じて、変更や見直しが必要となる場合もあり得るものと考えております。例えば、高齢者のうち後期高齢者の先行接種や介護施設入所者と施設従事者の同時接種など、柔軟な対応ができるよう現在検討しているところであります。

次に、ハの感染拡大防止のため、介護施設・保育園等従事者への定期的PCR検査の実施についてであります。全国的に介護施設や保育園などにおいてクラスターが発生した事例は多くあるものの、当町においてクラスターが確認されていないことは、各施設における感染防止対策が徹底されているものと認識しており、心からの敬意と感謝を申し上げます。

ご質問のPCR検査につきましては、現在、医師や保健所の指導による行政検査となっておりますが、一部の自治体において、施設や地域を特定した社会的検査を実施している例があることは承知しているところであります。

先般、町内の老人ホームや保育園の管理者に対し、PCR検査の実施について問合せいたしましたところ、「やるに越したことはないが、一回で済むものではなく、一定間隔で実施し続けることは、時間的にも財政的にも大変難しい」とのご意見をお聞きしたところであり、現在のところ、町といたしましても実施は予定していないものであります。

次に、入札、契約などについてのイの官製談合防止法における法令違反行為とはどんなことなのかについてお答えいたします。

この官製談合防止法は、正式には入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律という名称の法律であり、国や地方公共団体などの職員が談合に関与する事例が発生したことを踏まえ、再発防止のため平成十五年に施行されたものであります。

ご質問の法令違反行為につきましては、職員による「談合の明示的な指示」や「受注者に関する意向の表明」、「発注に関する秘密情報の漏洩」、「特定の談合の幫助」となっており、刑事罰などについても規定されているところであります。町といたしましては、当該法律を遵守し、適正に発注業務を執行しているところであります。

次に、ロの建設業退職金共済加入は下請業者まで確認、チェックされているのかについてであります。建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき国が創設した退職金制度であり、工事請負契約を締結した元請業者が締結後一か月以内に共済掛金収納書を発注者に提出することとなっております。

ご質問の下請業者まで加入の確認などを行っているのかについてであります。労働者に対する共済証紙の貼付につきましては元請業者が購入したものとなっており、下請業者に係る届出の際、共済加入の有無につきましては特に確認していないものであります。

しかしながら、町といたしましては、建設労働者を保護する観点から、青森県の建設工事施工体制点検要領に準じ、工事現場の適正な施工体制について確認しており、その中において、建設業退職金共済制度につきましては、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の標識を掲示させ、労働者にとって申出しやすい現場環境とするよう努めているところであります。

次に、ハの建設・土木工事等の現場立て看板の表記から工事金額記載なしとなっている現状についてであります。工事現場における工事表示板の設置につきましては、国の設置基準において、工事内容や工事期間、工事種別、施工主体、施工業者が表示項目となっており、工事請負額につきましては求められていないところであります。

ただし、青森県におきましては、平成十七年に青森県コスト表記実施要領が制定され、公共工事のコストを明確にする観点から、工事表示板に工事請負額を表示することとなったものであります。

これにより、当町におきましても県の共通仕様書に準じ工事請負額を表示しておりましたが、平成三十年二月に県の工事共通仕様書が一部改正され、工事契約の詳細がホームページで公表されているなどの理由から、工事請負額につきましては表示不要となり、当町におきましてもこれに準拠し現在に至っているものであります。

なお、県の改正内容においては、ホームページで公開している旨について看板に表示をすることとなっておりますが、当町においてはその表示をしていなかったことから、この点につきましては今後見直すこととし、全庁的な対応として適正施工を心がけていきたいと考えております。

次に、介護保険についてのイの町の第八期計画における保険料の見込予定と介護施設における食費負担増の見通しについてお答えいたします。

第八期事業計画につきましては、令和三年度から令和五年度までの三年間に係る計画期間として現在策定を進めており、この計画における保険料につきましては、第七期の基準月額六千八百円を据え置くことを見込んでいるところであります。

また、介護保険施設における食費負担増につきましては、介護保険の施設サービス等において、住民税非課税などの低所得の方については、食費などの負担に限度額が設定されており、利用者の限度額を超える分を特定入所者介護サービス費として給付する制度となっております。

なお、第八期事業計画において、当該給付費は、令和三年度で約七千九百万円、令和五年度には八千万円を超えるものと算定しておりますが、これは令和元年度の決算額約七千七百万円が微増すると見込んでいるものであります。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志議員に再質問を許します。十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

第一番目の新型コロナ対応策のワクチンについてのイについてですけれども、これについては、必要量確保できるのかどうかと、大分遅くなるのではないのかという不安の声がかなり聞かれております。ただ、三月七日の東奥日報紙上に、「主導権なきワクチン争奪」、「主導権なき日本」と、交渉が難航していますよという記事に詳しく書いており、報道されております。これは非常に最近では分かりやすい報道の類いかなと思っておりますけれども、町長も争奪戦が起きて、生産も日本で行われていないというようなファイザー製については、ただいわゆるファイザー製ではなくて二番目のアストラゼネカですか、これについては武田薬品と共同してやる、その点では安定供給が見込まれるのではないのかというようなこともあるんです。

お聞きしたいのは、コロナが始まったときにマスクが手に入らないというようなことと似たようなことが起きているというのではないのかということと、もう一つは、いわゆる世界的に見ればワクチンの奪い合いで、金持ちの国、二十か国、三十か国ぐらいが優先的にやっているという問題も生じているのではないかなと思っております。そこで、町長にお聞きいたします。今を乗り切るということだけではなくて、やっぱり将来的にこのウイルス対応できるような国家になるというか、そういうふうな国になるというようなことでも、町村会なりで要望していることって、もっとワクチン開発をやってくれと、日本としても金をかけてというようなことは要望なさっているんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）



平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

先般、青森県の市長会と町村会の会長さんが県知事に対して、いわゆる今言った内容もひっくるめて、例えば村とか町とか、残念ながら無医村の地域もございます。そういうところに医師派遣等々をひっくるめて要望した事例があります。今おっしゃったことは、日本の全体のやっぱり課題だと、そう思います。よって、知事会とか、あるいは市長会とか、あるいは町村会とか、全国の六団体がそういう意思を一つにしてやっぱり国に働きかける場面が近々私はあると思っています。私のほうからも県の町村会を通して、やっぱり国を動かすときは地方の声からという認識の下に、今の話を十分胸に秘めて今後対処していきたいとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

ぜひ、国内で開発、ワクチン後進国というふうには実際は日本の場合言われているわけがございます。そういうすぐ利益が出なければ手を出さないということであり、国策としてそういうのにてこ入れをしてこなかったという結果がここにも表れているのではないかなと思っております。それで、東奥日報紙上の一つの結論として、与党系の議員は結局相場よりも高く買ったと。だから、六月末までには六十五歳以上の分は供給しますよと、心配しないでくださいというふうに河野大臣が言っておりますけれども、いずれにしても、高値で買い取ったと。イスラエル型の買取りをしたのかなと私は推測します。

それで、聞きたいのは、この新型コロナ対策の切り札がワクチンなんだというふうな報道や、あるいは一部で行われていますけれども、それについては切り札なんだというふうな受け止め方でよろしいんですか。その辺についてはどう

いうお考えをお持ちで、福祉課長にお聞きいたします。ワクチン対策の切り札なんだというふうな受け止め方でよろしいのか。その辺お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症を終息するための手段と申しますか、以前から申し上げてといたしますか、報道されているとおり、国の考えもそのとおりで、まずは終息するためには予防接種、ワクチン接種で終息させる。それと、もう一つは特効薬という、この二つだと思っております。その特効薬については現在世界各国で開発研究されているようがあります。報道によれば、イベルメクチンという薬が日本の大村 智、ノーベル医学賞を受賞した博士が開発したこの薬がほかの国では有効だというふうな報道もされているようですけれども、まだそれがあまり表に出てこないというのは、そこまでの効果というか検証がされていないのかもしれないけれども、いずれにしてもワクチン接種というのは切り札であることは間違いないと私は認識してございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

切り札だというふうなことに間違いないんだというのは、やはり誤解を与えるのではないのかなと。つまり、ワクチン接種をすれば、いわゆる三密といいますか、そういうことも要らなくなるとか、そういうふうな誤解も与えかねない

問題でもあるわけであります。菅総理も切り札という言い方をしているんですけども、そこに多少問題が生まれるのではないのかなというふうに、厚労省はそんなふうなことは言っていないんです。ですから、ワクチン接種が感染防止の切り札というふうなことは、そこまで言えば誤解が生まれる。つまり発症を予防したり、重症化するのを予防する効果は十分ありますよと、検証されていますよということなので、ワクチン接種をずっとオリンピック前、後も接種していったとしても、従来の施策といいますか、そして何よりも無症状の人をPCR検査など、唾液によるPCR検査、抗原検査などで隔離し発見していくという作業そのものは続くものなんではないかなと思っておりますので、その辺をぜひ考えていただきたいと思えます。

次に、先ほどの介護施設従事者の七十五歳以上の高齢者の優先接種をするということについては弾力的に、とにかくもう一番の問題は安定的に供給されてくるのかどうか、必要量が来るのかどうかということにかかっているわけでありますので、その供給される数に応じてやはり弾力的に一律でなくやってほしいと思えます。特に、高齢者施設に、これは最近厚労省でも出していますよね。高齢従事者と、そしてその入所者といいますか、そういうことなので、ぜひその点は弾力的にやってほしいと思えます。それを弾力的にやるということですので、そのように弾力的に迅速に対応していただきたいと思えます。

ハの感染拡大防止のため、介護施設・保育園等の施設への定期的PCR検査の実施というようなことでもあります。先ほどの答弁の中では、意向調査というか、を確認したんだというような、一回で済むことではないしと。確かにそうです。定期的に一週間に一回なり、二週間に一回なり、実際、でも安心して働けるというようなことから見れば、ぜひ。限定的に言えば、例えば町が直接関与している保育園だとか、直接関与しているとか管理運営をチェックする立場でもあります保育園だとか、あるいはまた学童だとかの職員、それらについて町として定期的にPCR検査なり抗原検査なり、そういうのをやりたいという施設の意向があれば、助成する用意があるのかどうか。改めてお聞きしたいと思

います。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

この感染防止対策事業につきましては、国で補助事業がございます。十分の十で国の持ち出しでやれるものでございますが、その一施設当たり五十万円の限度額がございます。その五十万円を考えてみたときに、職員分の接種について、今町長答弁ありましたけれども、定期的にやる必要があるということであればなかなかできない状況にあるということ、施設のほうではその接種については、検査についてはやっております。令和二年度、今年度につきましては、うちほう六施設でございますけれども、学童も含めて全ての施設でその五十万円の限度額いっぱいの事業を申請し、決定を受けております。令和三年度もこのような事業があった場合には、もし施設のほうで必要となる場合は、この事業で対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

町が業務を委託したりしている保育園、あるいは学童保育などのことについても、そうすれば五十万円の限度額においてということで実施するというふうに今聞いたんですけれども、足りない分は町が助成する、あるいはまた補助を上乗せするというようなことでやるということなんですか。というのは、そこに発生すればその全体を調べてみたり、全

従業員を調べてもいいよという、そこに枠があるからなかなか進まないんですね、今までも。全国的にも。そういうようなことが一つの大きな障害になっている、予算的な問題が二つ目の障害になっているんですけども、今、住民課長が言った、五十万円を限度額にしてPCR検査なりそれをやるというふうな理解でよろしいんですか。介護施設ではなくて、その保育園施設だとかというふうなことなんですか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

各施設において、その五十万円の限度額の中で実施をするというものではございませんで、それに当たって職員数が例えば二十人いた場合、平均的には二万円ぐらいかかるんですけども、これは四十万円が一回でかかります。そうなったときにその五十万円では到底一回分しか対応できませんので、あとそれと、施設の経営をするための時間的余裕のこともあります。施設のほうでは、そういうことから定期的に検査することはなかなか難しいということで聞いております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、予算のこともあるし、忙しいしと、やっている状況ではないですよというふうに理解いたしました。いづれにしても、菅総理は携帯電話の値下げをしていますけれども、値下げに意欲的にと、それもいいと思います。いいと思いますけれども、このPCR検査の検査料そのものを二万円で見積もるなどという時期はもうはるか昔の話ですよ、

それ。市販でももう三千円だとかでやりますよと言っていることなんでありますから、五十万円の限度額の引上げとともに、PCRの値段を引き下げのためにこそ国は努力すべきだと思っております。その点ではここにいるみんな、変わりはないんだと思っておりますので質問はいたしませんけれども、そういうことをしっかりやってほしいというのが国民の願いだということを町長も含めてしっかり受け止めているんだと思っておりますので、聞きません、あえて。（「答えません」の声あり）それでいいんですけれども、いずれにしてもそういうことをきちんと町村会、あるいは議長会も含めて伝えていただきたいと思います。

次に、入札、契約等についてに移りたいと思います。

官製談合防止における法令違反の行為については四項目といたしますか、ルールを守ること、あるいはまた入札や契約における業者に対してのルールを守ることなどについて、四項目について四類型というか、について壇上では説明していただきました。町長にお聞きいたします。同じ中南郡の町村会で不祥事が起きたわけでございます。町長としてはどのように受け止めていらっしゃるのか。また、行政は適正に執行されているというようなことではございますけれども、改めて見直す点だとか、そういう点についてないのかどうか。その点についてはどういうふうに受け止めていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まず、中南郡の一つの地域ということでお答えさせていただきます。昨年十月三日、ちょうど十月定例会の前の日でございます。いち早くテロップでその状況は知りましたが、詳細については全く分からず、その日のうちに佐井村長、そして鱈ヶ沢町長、そして大鰐町長、次の日は田子の町長、南部の町長、私の携帯に電話がありました。私は

詳細について知ることもできず、内容も分かりませんでした。とにかくマスコミのほうが早いだろうということでその時点ではお答えしたところでございます。いずれにしても一緒にこの地域づくりをしてきた理事者が逮捕まで行ったというのは誠に残念であります。確かに新聞報道を見れば詳細に書かれているところもありますので、いわゆる官製談合というのは業者間に首長があまり入り込んだのでああいうような形になったのかなあという意識はしております。

一方、我が町の入札制度のことも触れましたので、そのことについてもお答えしたいと思います。担当は財政課でございます。管財係というところで適時に町の公共工事等について入札、あるいは随契をやっていきます。私の関与するところはなかなかなくて、額の多いものは副町長が長となって指名審査会をやって決める。ただ、額の少ない随契というのはその担当課で今までの実績を見て三者、もしくは五者のいわゆる選考してきて、私が判を押すだけというところでございますので、ただ一点だけ私のほうで皆さんに常々申していることは、地元でできる工事は地元、地元でできる除雪は地元の会社ということで就任以来ずっとやってきたところでございます。それでも、皆さんから見ればもっともっと門戸を広げて、全て競争原理を働かせて県内外全部オープンにするべきだというのであれば、担当課に検討させることもできないわけではありません。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

適正に執行されているんだと、自分としては関与する機会もないよと。ただ、地元でできる工事は地元でやるようにしようというようなことをモットーとしてやっているんだということでもあります。ただ、私、見直すべき点は、いわゆるこの談合防止法というのは職員のことについても触れているわけです。首長、副町長についてだけではなくて、職員、

こういう事件が全国で散発的に生まれているわけですので、その点で例えば一番近い例でいきますと、いわゆるずーむ館の入り口の駐車場を確保するために三十五坪ほどの住宅を解体する工事がございました。私が言いたいのは、これは三十五坪ぐらいで千百万円ぐらいから始まって、落札額は実際はアスベストがあるということで九百八十万円というか、一千万円以内ぐらいに収まっているんですけども、私が言いたいのは、例えばこれから解体工事というのがめじろ押しだと考えても間違いのないと思います。今年は、就業センター、そして常盤の議員をはじめ、あの住宅団地、やっぱり解体する分は解体するとかして整理しなければいけないというのが圧倒的な声です。これも解体が含まれます。そういうようなことから、例えばあそこにアスベストがあるのかないのか。アスベストがあることによって三十三坪ほどの住宅の解体費が一千万円近くにもなっているわけです。指名願を出したうちで、アスベストの調査能力のある会社というのは何社ぐらいになっているんですか。藤崎に指名願を出した業者の中で、アスベストの調査や分析ができる会社というのは何社だという状態なんですか。お聞きします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

アスベストについてのご質問であります。アスベストの分析は委託業務になりますけれども、指名願を詳細に抽出できるようなシステムにはなっておりませんが、就業センターの工事もありましたので若干調査したところでは、一般社団法人日本環境測定分析協会というところがありまして、そこに登録しているアスベストを調査分析できる業者というのがそれで抽出すれば県内で三業者ということになってございます。そのうち藤崎町で指名願を上げている業者は一業者ということになっております。

以上です。



○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

ずーむ館入り口の住宅解体の工事、これは基本としてはアスベストがあるんだということが確認、買い方そのものも非常に大きな問題をはらんでいるんですけども、それはちょっと置いておいて、実際設計業者に頼んで見積りを立てたのかということについてはどうなんですか。担当課は教育課ですか。どういうふうにやられたんですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

三つの業者から見積依頼をしております、最低金額の業者の金額で設定したものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

いや、私が聞いているのは、その設計業者に頼んだんですかということを知っているんですよ。三つの業者、例えば藤林商会さん、あるいは三浦組さん、何かそういう地元の三つの業者に頼んだということですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

そのとおりでございます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

三問目ですので、いずれにしてもいわゆるアスベストの除去工事というのは、新たな見積りやそういうものが出てきているわけです。我々の想像を絶するような三倍ぐらいの値段になってしまうなという思いがあるんですけども、やっぱり町として、町長が言っていたけれども、地元の業者は地元、あとは担当課でというようなことではなくて、新たな事態というか、それを担当課に皆任せるというようなことではなくて、基本は設計業者に依頼するとか、そして、それを担当課に任せるというシステムを変えたくないか、変えようとしないのであれば、それが各課でも見て分かるように共通のアスベストが含まれている場合であればこういうふうに基本的に対応するんですよというマニュアルなり、そういうものをきちんとつくるべきではないんですか。石綿含有工事なら含有工事についてはというふうに考えるんですけども、どうですか、その点は。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今ご指摘の件は、昨年議会でもちょっとお話しになりましたけれども、ふれあいずーむ館の入るいわゆる駐車場が狭いということがかねてから課題でありました。そして、いろいろ調査しているうちに、公共工事であるので、あるいは住宅が密集している場所でもあったということで、いわゆる調査に入ったと私は記憶してございます。今、浅利議員か

からお話があったように、例えばそのアスベストに関わる業者が藤崎に一社しかないんですね。ですから、県内の今三社というご指摘がありましたので、今後は就業センターから様々な公共施設が解体という場面が出てくると思います。ですから、生涯学習課にかかわらず、そういういわゆる事業課、公共施設を壊す事業課であれば、財政である管財が中心となって、少なくとも県内三社のところにいわゆるこの調査の入札制度をつくるマニュアルとかそういうのをきっちりやらないと、皆さんからまたご指摘になるような議案にもなってくるので、その辺はしっかりと指導したいと思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

いわゆる私、最近というか、弘前市公共施設石綿対策マニュアルというのを弘前市ではきちんとつくってあるんですね。つくればいいというか、そういう問題ではないけれども、その中でいわゆる設計額をはじき出すときにその依頼をどうすればいいのかというのを、各課任せではなくて統一してきっちりやるべきだと思いますので、ぜひその点は、今町長も答弁していましたがけれども、職員にも関わることでありますので、何にも官製談合をやろうとしていなくても、実際やっている結果は官製談合のようになっているというようなことはできるだけ避けなければならないと思いますので、その点、石綿対策マニュアルというか、アスベスト対策マニュアルというのをぜひつくっていただくということを要望しておきます。

あとは、入札、契約等についてのハのその中でいわゆる金額が書かれていない、平成三十年頃からだと、そういう答弁でもありましたが、平成三十年頃だと思いますけれども、これは理由としてはホームページを開けば入札金額が出るよと、県もそうしているよというようなことなんですけれども、それから、コストをはっきりさせるという意味で県は

表示をしたんだと、その当時まではと。ですけれども、コストの面をはっきりさせるといことと、あるいはまた住民にとってもコストの面ではっきりさせるといことと、工期は必ず今も書かれていますよね。金額も見るといことが大事なんです。それをみんなホームページを開かないと、ホームページを開いたって金額についてはちょんちょんちょんと三回ぐらい行かないと出てこないですよ。ですから、現場でも分かるというようにことのために、お聞きしますが、けれども、私や二、三人の議員がそういうふうに要望をしているんですけれども、議会の常任委員会なりでそういうふうに明記すべきだといふうになれば、各課統一して今後工事金額も記載するといふうにする用意はあるんですか、ないんですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

私が就任した当時は、ちゃんと工事金額はあったと思っています。ここの答弁にあるように、県の取決めのこととかいろいろ変更があって、一旦は今ホームページの記載があるから要らないというような話でございます。ただ、私もやっぱりホームページを見られない住民もあると思うんですよ。隣近所、その地域の人が橋を通ったとき、あるいは道路を通ったとき、工事金額が書かれていれば、ああこのぐらいかかっているんだなという周知もできます。ですから、令和四年度から全ての公共工事をやる場所は全部金額を入れるように管財とちょっと詰めます。もうちょっと時間を貸してください。今三月ですので、令和三年度、来年度から、あと数日しかありませんけれども、その調整を議会が終わったら大至急財政課とお話ししたいと思います。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

積極的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ検討して、何も不利益になりません。もうむしろ、平田町長頑張っているなという住民の声が多くなるかもしれませんよ、金額を見て。というふうなこともありますし、何よりも住民にコスト意識なり、事業の規模をきちんと見ていただくということが大事だと思いますので、ぜひ早めに決定していただきたいと思います。

最後に、介護保険についてであります。介護保険の第八期の保険料についてお聞きいたします。七期と保険料としては同内容だというようなことで、基準額保険料でいきますと、本人が市町村民税非課税でかつ本人の年金収入が八十万円以上であるというような人は六千八百円と、月でいけばですね。そういうようなことだと思いますけれども、保険料の必要額、全体でかかるというようなことでもありますけれども、これは標準額を割り返してこういう金額になったんだと。でも、少しは六千八百円は高いけれども据置きしたんだという、政治的に負担が増えているからというようなことなんでしょうか。その辺の保険料についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

これまでの第七期の実績を勘案して、さらに第八期の推計をしたところ、保険料に係るいわゆる給付費、これについてはほぼ横ばいで推移すると。来年度若干の介護報酬単価の改正、〇・七％増というのはありますけれども、現在の六千八百円で維持できるだろうという判断から据え置いたものでございます。

以上でございます。（「質問を終わります」の声あり）

これで十三番浅利直志議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は午前十一時十分といたします。

休 憩 午前十時五十九分

---

再 開 午前十一時〇八分

○議長（小野 稔君）

時間前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、七番奈良岡文英議員に一般質問を許します。七番奈良岡文英議員。

〔七番 奈良岡文英君 登壇〕

○七番（奈良岡文英君）

小野議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。

今定例会一般質問、最後の登壇者であります。七番奈良岡文英です。

令和三年第一回藤崎町議会定例会において一般質問をさせていただきます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が連日メディアに取り上げられ、大きな問題となっております。去年の十一月から始まったと思われる第三波は、連日最多を更新し、全国で毎日のように二千人以上の感染者と入院治療を必要とする感染者が報告されております。今年の内には第三波のピークとなり、これによって医療現場は逼迫度を増していて、地域によっては高齢者や基礎疾患のある患者全員の受入れが難しくなっています。また、医療従事者たちの負担も限界に近づいています。

こうした状況の中で、政府は一月七日に十一都府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発令し、国民が不要

不急の外出を控える、飲食店の時間短縮営業などの対策を取り、感染者はだんだん減ってきて、今は下げ止まりのような状況になっています。日本でもようやく医療従事者へのワクチンの接種が始まりました。終息まではもう少しの辛抱ではないでしょうか。

三月十一日は東日本大震災が発生してから節目の十年目になります。平成二十三年三月定例会の一般質問の日でした。十四時四十五分頃、宮城県沖を震源とする日本周辺における観測史上最大の地震が発生し、沿岸には高さ十メートル以上の大津波が押し寄せ、沿岸部のまちに壊滅的な被害をもたらし、それによる死者・行方不明者二万人以上、避難者は四十七万人という未曾有の大災害となりました。

そして、福島第一原子力発電所では津波被害により原子炉が冷却できなくなり、メルトダウンが発生し、放射性物質が大量に漏洩し、重大な原子力事故に発展しました。地球規模で大きな衝撃を与え、周辺地域の住民は長期の避難生活を余儀なくされました。いつどこで誰に襲いかかるか分からない自然の猛威と原子力発電事故の怖さを思い知らされました。

今は過去を振り返り、将来を考える節目のときです。私たちはこの教訓を後世に語り継いでいかなければなりません。今回のコロナ禍や大きな災害が発生したときに備えて、これまでの欲しいものが何でも手に入る、便利で豊かな生活を見つめ直し、真に幸せな生活とは何かを考え直していかなければならないのではないのでしょうか。

それでは、通告した内容について質問いたします。

旧弘前実業高校藤崎校舎の利活用について伺います。

この旧藤崎校舎の概要は、平成元年度から無償譲渡を受けたふじ原木公園二・七ヘクタール、県から無償で借り受けているふじアップル球場が二万平方メートル、校舎が約一万八千平方メートル、グラウンドが約二万四千平方メートル、体育館九百五十平方メートル、このほかに解体する建物の跡地、果樹冷蔵庫、温室などがあります。この旧藤崎校

舎の跡地利用については、無償譲渡の条件として十年間は公共公用、または公共用として利用することになっております。私も現地を見学させていただきましたが、その規模は、敷地は予想以上に広く、校舎も三階建てで、体育館、グラウンドなどの施設も広く、小学校や中学校の学校施設を上回る、さすがに高校の施設だという印象を持ちました。

今定例会の一般質問初日に奈良議員も取り上げたように、この藤崎校舎の跡地を活用していく問題は、町民にとっても大きな関心のあるところであると思います。今後の町政にとって一大事業であり、大きな課題ともなっています。私たち議会をはじめ、町側にも町民に対しての説明責任のあるところだと思っています。

本年度は、六月に活用計画立案から、広く町民に参加してもらおうという意味で検討組織を立ち上げて議論してきました。県から無償で譲渡を受けることを前提とした利活用プランの素案を作成するために、町内の各団体の代表者と公募委員二名による計十三名の委員で利活用検討委員会を組織して、五回にわたり検討を重ねて利活用のプランを作成しました。この活用プランを事業化して供用開始、運用していく中で、真に必要性のあるものは何かを町民と共に考えていかなければなりません。あらゆる情報を町民と共有し、地域住民の参画の下に計画立案していくことが大事であります。今後、供用開始までのスケジュールはどのようになっているか伺います。

また、ハード的な部分は予算化して手続を踏んで事業を進めていけば出来上がっていきますが、肝心なのは出来上がった施設に立派な魂を宿して公共性のある施設を有効に活用していくことでもあります。そこで、無償譲渡を受けたときの各施設の活用プランはどのようになっているのか伺います。

次に、ライフコート平川の利用方法について伺います。旧藤崎校舎のグラウンドを譲り受けたときに、新たに陸上トラックと多目的グラウンドを有することになり、町としてはライフコート平川と似たような体育施設が新たに増えることとなります。我が町のような人口規模の町では同じような施設は二つも必要ないと思えるのが自然なのではないでしょうか。今後のライフコート平川の利用方法についてどういう方針なのか伺います。



次に、施設の管理運営について伺います。今後はプラン実現のために計画が出来上がれば実施設計に入っていくかと思いますが、設計の段階で運営組織側の考えを取り入れて設計に反映させていかなければ、運営していく上で使い勝手が悪く不都合な部分が出てくるかと思いますが、こうしたことから考えれば、運営組織を早く決めて、運営側の考え方を取り入れて共に設計していくことが必要だと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

最後に、財源と財政に及ぼす影響について伺います。多くの方が一番関心のあるのは財源についてであります。恐らく有利な財源を活用して町の財政負担を最小限にして整備することを考えていると思いますが、重い財政負担を次の世代に残すことは絶対に避けなければなりません。新たに整備する温室二棟と校舎の活用プランは多額の整備費を必要としています。事業費の総額と財源について質問いたします。

また、財政に及ぼす影響についてであります。施設の維持管理費はもちろんのこと、年数がたてば補修、大規模改修などの費用の発生が予想されます。将来にわたり財政に及ぼす影響はないのか。その点についてどのようにお考えなのか伺います。

以上で通告した項目の質問を終わりますが、答弁については誠意のある答弁をお願いして、私の登壇での発言を終わります。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用についてのこの供用開始までのスケジュールはどのようになっている

かについてお答えいたします。

先日的一般質問で奈良議員への答弁でお答えいたしましたとおり、本定例会において、藤崎校舎の土地建物等に係る負担付贈与の受納の議案を可決いただいた場合、町と県が譲与契約を締結し、四月から町が藤崎校舎を管理することとなっております。

また、来年度からは、藤崎校舎利活用プランの具現化に向けて、様々な専門家のご意見や町民からのご意見をいただきながら、利活用プランをブラッシュアップするとともに、関係団体との調整、室内ファームや施設園芸の運営主体の選定方法、施設整備財源の検討など、令和四年度の事業着手に向けた様々な検討や調整を進めていくこととしております。

なお、令和四年度の事業着手から施設全体の完成までには二及び三年ほどかかる見込みとなっておりますが、利活用プランのブラッシュアップと併せ、体育館、グラウンド、校舎、旧校舎解体跡地の各エリアの特性を考慮しつつ、各施設整備の優先度を定めるなど、各年度における施設整備スケジュールを作成し、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ロの無償譲渡を受けた各施設の利活用プランはどのようになっているかについてであります。先日の奈良議員への答弁でお答えしましたとおり、まず、ふじ原木公園につきましては、りんご「ふじ」発祥の地のPRや体験型観光コンテンツの提供拠点として、また、体育館につきましては、人工芝フィールドによる全天候型トレーニング施設としてそれぞれ利活用することとしております。

また、グラウンドにつきましては、町民の生涯スポーツの推進や健康増進のための多目的グラウンドとして利活用するとともに、冬期間における雪を利活用したアクティビティの体験など、オールシーズンでの利活用を計画しているところであります。

このほか、校舎につきましては、農福連携の室内ファームとしてキノコ類を栽培するとともに、多様な用途での部屋の貸出しなどを計画しているところであり、旧校舎解体跡地につきましては、耐候性ハウスによる施設園芸を導入し、果樹貯蔵庫や温室を有効活用した水耕栽培による農産物の生産を行うとともに、駐車場や花壇、花畑として整備することとしております。

次に、ハの体育館、グラウンドを譲り受けたとき、ライフコート平川の利用方法についてであります。ライフコート平川につきましては、平川及び浅瀬石川沿いにあります敷地で、国からの占用許可を受け、長年、町民の生涯スポーツ活動の拠点、憩いの場として多目的に利用されており、当面は引き続き活用していく予定としております。

しかしながら、現在の占用許可期限が令和六年三月三十一日までとなっていることを踏まえ、以降の活用につきましては、更新時期に合わせ、町民のニーズ、情勢等を鑑み、指定管理者である町スポーツ協会をはじめ、その他関係団体や関係機関と再度協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、ニの施設の管理運営組織はどのようにするのかについてであります。まず、ふじ原木公園につきましては、現在、地元の農家にりんご園の管理を委託しており、今後も管理につきましては、委託を継続したいと考えております。また、町が地元農家等と協力し、体験型観光コンテンツの提供に向けた調整などを行ってまいりたいと考えているところでもあります。

なお、体育館及びグラウンドにつきましては、町スポーツ協会が管理運営を担うことを想定しておりますが、来年度の利活用プランのブラッシュアップと併せ、施設で提供するスポーツプログラムや施設の管理運営手法等について、町スポーツ協会及び関係団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

このほか、校舎及び旧校舎解体跡地につきましては、農福連携により農産物の生産を行っている、または経験を有するNPO法人や社会福祉法人などを公募により募集することや、管理運営を提案することなどを想定しておりますが、

こちらにも利活用プランのブラッシュアップと併せて、積極的な取組を行っているNPO法人や社会福祉法人などの現状や具体的な取組についてお話を伺うなどし、様々な事例を参考にしながら管理運営組織の選定方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、ホの施設活用プラン実現のための財源と財政に及ぼす影響についてであります。藤崎校舎の施設整備の財源につきましては、今後作成する各年度の施設整備スケジュールにもよりますが、施設整備には、主に地方創生関連交付金の活用を想定しているところであります。

また、原子力施設立地振興対策事業助成金や一般補助施設整備等事業債などを具体的に組み合わせて活用することとしており、財政に及ぼす影響を最小限にしたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより七番奈良岡文英議員に再質問を許します。七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

この問題については、初日に奈良議員も取り上げていますけれども、重複した再質問があれば、そこはお許しいただきたいと思えます。

ところで、ブラッシュアップという言葉がいっぱい出てきましたけれども、どういう意味なんですか。ちょっと分からないので。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

失礼しました。ブラッシュアップというのは磨き上げるという意味で使っています。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

いろんな今まで練ってきた計画とかを磨き上げていくということと理解いたしました。磨けば磨くほど減るものもあるかも分からないし、要はそれをいかに実行するかというのが一番難しいことかと思います。ぜひ、ブラッシュアップして適切に実行に移していただきたいと思います。

今後のスケジュールについて伺いますけれども、町長の答弁にもありましたけれども、令和四年度に事業化していくということかと思います。来年度はそれまで利活用検討委員会で答申した活用プランを実行に移していく準備期間かと思いますが、その供用開始までのスケジュール、あるいはこういう計画で藤高の跡地の活用は進めていきますよという町民に対しての説明、あるいはどういう手段で情報公開していくのか。行政側ばかり独り歩きしても駄目でしょうし、検討委員会で練ったプランでそのまま町民の意見を吸い上げましたよというわけにはいかないと思います。一般の町民にはどういう方法で公開していくのか。その点について伺います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まず、三月、今定例会において県とのいわゆる譲渡の議案が可決になります。そうすると、今年度中に恐らく締結の運びになるかと思えます。ということは、さっきも登壇でのお話をしたとおり、四月からは我が町で管理するところでもあります。昨年六月から開催した利活用検討委員会も、奈良岡議員にも、そして阿部議員にも参画していただいて、大変忙しい中、五回もその検討委員会で様々なご意見が出ました。基本的にはその案がたたき台となります。よって、年度明けたら、私はホームページまずその案をたたいて、広く町民に呼びかけてご意見を伺いたいと、そう思っております。

そのほか、いつかの機会に町民に周知徹底して、いわゆるその説明をして、その場で多くの町民にご意見をいただくと、そういうような機会を経て、専門家の、有識者の様々な角度からのいわゆる検討を、あるいは指示を、あるいは提言をいただき、ブラッシュアップにつなげていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今、町長の答弁を聞きましたけれども、町側から町民のほうに出向いて、町民とも膝を突き合わせた座談会とか、そういう機会を設けていくということで解釈してよろしいでしょうか。（「そのとおりであります」の声あり）

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

平田町長は、就任後、何回か各町内を回っての座談会を開いておりますけれども、近年それがあまり開かれていないようですけれども、ぜひこれを機会に、この問題は大変大きな問題であるし、将来にも残っていく問題かと思えますの

で、ぜひ専門家だけでなく、町民の意見も吸い上げてプランに反映させるようにしていただきたいと思います。

では、次の各施設の活用プランについて伺いますけれども、来年度の当初予算の利活用基本計画策定支援業務委託料四百五十何万円計上していますけれども、これは具体的にどういうことでしょうか。どういう内容ですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

令和三年度当初予算に計上しております地方創生推進費の旧弘前実業高校藤崎校舎利活用基本計画策定等支援業務委託料について、これについては、原木公園、運動施設、校舎、旧校舎跡地を地方創生事業として活用するための基本的な計画の策定業務を行うもので、具体的な内容は、事業内容の磨き上げ、ブラッシュアップや経営主体選考支援など、専門家へのアドバイスやそのプランの構想図、概算事業費等を明らかにする作業が含まれております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

この場合の専門家というのは、例えばどういう方を想定しているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

まだ決定はしてございませんが、今想定しているのは作物の栽培、それから福祉関係、経営関係など、今後その辺を改めて想定していきます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

さらに踏み込んだ検討を進めていくということで理解しましたけれども、利活用検討委員会では、校舎と温室についてはキノコ栽培、キクラゲやシイタケ、温室については水耕栽培という答申をしましたけれども、キノコについてとか、温室については水耕栽培とか、そういう種目を限定しないで柔軟的に、運営主体がこういうものもいいですよとか提案があったり、キノコ、キクラゲにこだわらないでこの施設を運営したいという組織を募集するとか、柔軟的に考えたほうが現実的なのかなという気もしますが、その点についてはいかがですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

先日の奈良議員の答弁でも述べさせていただきましたが、現時点ではキクラゲやシイタケが最良かと思って進めてございます。来年度の磨き上げの段階でさらにいいもの、いい形があるということであれば検討していきたいと、そういうふう考えております。

以上です。



○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

キノコやキクラゲもいいですけども、まだまだ「青森きくらげ」ですか、は実績が上がっていない作物ですし、知名度も低い、あんまりそれにこだわらなくてもいいかなという気はしますけれども。

次のライフコート平川について伺います。

国との契約が令和六年三月三十一日までということになっていきますけれども、仮にこれを返還するときの条件というのはどのようになっていますか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

まず、河川区域内の土地を占用しようとするもの、あるいは工作物を新築する、あるいは改築すると、または除却しようとするものは国土交通省令の定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならないことになっております。現在のライフコート平川については、河川法第二十四条及び第二十六条の第一項の規定に基づいて占用許可を受けているところであります。

なお、契約期限は令和六年三月三十一日になっているものでございまして、去年、国交省の担当と協議をしております。その内容については、もしも返還する場合についてですけれども、その条件は全部返却する場合、原則は原状を復旧のこととあります。工作物とかは階段、あるいは手すり、橋、野球場であればネットの基礎がありますけれども、

そのほかアスファルトで、もちろん植樹、そういうものもあります。これも全部抜根という形になります。事前協議が必要なものもございまして、土手の部分のカラー舗装の部分、それは町が使用しないのであれば通行止めということも条件になってくると。一部残して利用する場合の条件もございまして。例えば陸上トラック、これを町民憩いの場として緑化公園として利用していくと、そういう場合、占用許可の変更申請が求められます。それと併せて草刈りの管理とか、工作物の一部撤去というの也被考えられます。いずれにしましても、国交省と連携を密にしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

では、年間の利用者数はどのぐらい利用していますか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

令和二年、今年度ですけれども、陸上競技場、雪が降るので四月から十一月までのデータです。延べ百四十五日で人数が五千五十一名、野球場につきましては、延べ四十四日、人数は八百五十三人、多目的広場、サッカーとかソフト場のほうなんですけれども、延べ五十七日、人数が五百七人、それとテニスコートですけれども、延べ三十三日、利用者が百七十一人となっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

それらに係る維持管理費というのと、管理するための配置されている人員とかはどのぐらいになっていますか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

維持管理費につきましては、草刈りの賃金、あるいは燃料費代、あと消耗品、ちょっとした修繕、あるいは仮設トイレのリース料、これが主なもので、令和元年度の決算額でいいますと百十八万八千円ほどで、令和二年の決算見込みとしましては百二十二万二千円ほどで、来年度の予算額としましては百三十七万三千円を予定してございまして、草刈りの賃金の人数にしましては一人でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

それら費用とか、利用頻度もそうですけれども、あそこは時々災害があれば冠水する。最近はちょっと私記憶にありませんけれども、例えば冠水したときの復旧費用とか、そのための準備とかはどのぐらいかかっているのか。あと、最近直近で冠水があったのはいつなのか。その点はどうなっていますか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

まず、最近の水害、冠水等の状況ですけれども、ライフコート平川の占用許可を受けて以降、平成十六年の年と平成二十五年の年に台風の影響で水害が発生いたしております。水害のときの管理としましては、河川の氾濫が予想される場合の体制、河川国道事務所と連絡を取りながら、指定管理者であるスポーツ協会職員、あるいは生涯学習課職員の応援も含めて、ライフコート平川内の野球場、あるいはソフト場のネットの巻き上げ、あとサッカー場、テニス場、そのネットの撤去とかも含め、併せて流れそうな施設、例えば備品、これを土手ののり面まで上げるとか、そういう移動をするものでございます。なお、仮設トイレもございますので、そちらのほうは業者を使って施設管理に努めているところでございます。

復旧の費用については、平成十六年に発生した分としては、工事設計が二十六万二千五百円、工事費が三千五百七十三万八千六百四十四円、合計で三百八十三万六千三百六十四円。すみません、工事費訂正、三千五百と言いましたよね。三百五十七万三千八百六十四円です。合計で三百八十三万六千三百六十四円、平成二十五年の災害のときにかかった費用は、工事設計が四十五万三千六百円、工事費につきましては千三百七十七万六千円、備品購入費が五十七万三千三百円、合計で千四百二十万九千九百円、このようにかかっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

復旧のために結構な金額がかかっていると思いますけれども、災害を防止するための準備とか、復旧費用とか考えれば、藤崎校舎のグラウンドがあるということを考えれば、返却したほうが私はごく自然なのかなという感じがします。せっかくグラウンドが二つもあっても、閑古鳥が鳴いて利用客が少ない、利用者が少ないという事態になれば、それこそお荷物だとか、町民から見れば批判の材料になるかと思しますので、私は返還に向けた協議に入ったほうが良いと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

町長の答弁にもありましたけれども、この施設は長年町民の生涯スポーツ活動の拠点、多くの多目的に利用されてございます。当面は引き続き活用していく予定としてはおりますものの、令和六年三月三十一日までとなっている期限を踏まえまして、以降の利活用につきましては、その時期に合わせた町民のニーズ、あるいは情勢等を鑑み、指定管理者である町スポーツ協会をはじめその他関係団体と協議を進めながら、緑化公園等活用する場合、あるいは議員おっしゃった返却も含めたものを再度協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

返却も含めて町民に理解をもらえるような方向で対処していただきたいと思います。

次に、施設の管理運営について伺います。

運営組織については、グラウンド、体育館とかはスポーツ協会云々と言われてはいますが、私もそれ以外にはないのかなという気がしますけれども、それ以外の施設とかは公募の態勢を取るのですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

校舎や跡地で行う農福連携を想定した形を基本に考える最良の方法を、基本計画の委託などの来年度の磨き上げの中で精査し、現実的な手法に沿った公募を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

登壇でも申し上げたとおり、設計に実際運営する側の考え方も取り入れて設計していくということから考えていく必要があるかと思います。早めに早めに運営組織を募集して、その考え方を設計にも取り入れていくということを考える必要があるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

公募をするに当たっていろいろ検討はするんですけども、計画は来年度において様々な角度から検討していく予定です。その計画を現実的なものとするために、最適な段階で運営組織の意見を組み入れるためのスケジュールを組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

手続を進めていくのは簡単ですけども、運営する側の実際の組織と机上の計算とといいますか、が実際にマッチするように一緒に相談して進めていくことが大事かと思えます。施設だけはできていきますけれども、その実際中に入る組織が後手後手に回って後から決まるというような事態は極力避けて、実際、使い勝手のよい施設を造って、運営側も納得した上でそこに入って運営してもらおうという考え方が必要かと思えます。

それでは、次の財源と財政について伺います。

施設の整備費についてですけども、今の段階で分かっている整備費は、各施設どのぐらいになっておりますか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

各施設でございますが、まずふじ原木公園、これが展望台、あずまや、保護柵等千六百五十万円、次に体育館、これが全天候型に改修するための費用として四千二百十万円、次にグラウンド、これがいろんなスポーツに活用するための

整備費として二千百十三万円、次に校舎、農福連携の屋内ファームとして七千二百三十万円、旧校舎解体跡地はハウス等の整備費一億千七百七十万円、総額約二億七千万円ほどを利活用プランの中で検討してございました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

この二億七千万円という金額は概算の概算みたいなもので、実際にはもっともっと多くかかっていくかと思えますけれども、原木公園についてはなるべくお金をかけないで整備したほうがいいのかなという気がします。一番問題なのは、ここを解体した校舎の跡地に造るガラス温室と校舎の改造だと思いますけれども、三年、四年ほど前の議会が町民と語る会という会を年に二回催していたんですけれども、今はコロナの関係でやっていないんですけれども、四年ぐらい前に青森市のアウガの問題が大きく報道されていましたが、それと同時に我が町でも食彩館の改築工事が進められていたんですけれども、それとアウガの問題とリンクさせて、今こうやって食彩館の改築工事を進めていますが、青森市のアウガの問題のように大きな財政負担にはならないのかとか、赤字経営に陥って町の財政を圧迫しないのかという意見が何件か出されたんですけれども、そういう心配をする町民が多くいるかと思えます。その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

維持管理費の観点で財政的にどのような影響があるかというご質問だと思いますが、具体的な計画はまだですので、



詳細については述べることができませんが、体育館とグラウンドにつきましては、指定管理を町スポーツ協会にお願いすることも想定されているということですので、管理する施設数、それから規模等も今より大きくなるということですので、人の配置も多くなり、それに従って現在の指定管理料以上の費用を要するものであると考えられます。これは毎年度かかっていくものですので、適正な利用料、それから運用の仕方についてしっかり議論をした上で指定管理料を設定する必要がありますが、財源としましては一般財源で対応するということになりますので、議員おっしゃるとおり持ち出しということになります。財源としては、藤崎応援基金の活用も念頭に入れる必要があるのではないかなと考えております。校舎と跡地につきましては、公共用のエリアが設定されない限りは一般財源の持ち出しはないのではないかなという考えも持っておりますが、想定される事業が軌道に乗るまで、一定期間は財政支援は出ていくのかなとも思っております。

また、先ほど質問にありましたとおり、校舎の維持について、これについては県から移譲を受けた段階で普通財産になりますけれども、その後、目的が決まれば行政財産ということになって、公共施設等整備総合管理計画にのせるということになります。その後、長寿命化が必要となれば、この段階でも持ち出しが出てくるということになります。いずれにしても、一般財源の負担はある程度必要ではないかなと考えております。現在の町の財政状況から鑑みると、非常に厳しい中での事業着手ではないかなと考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

校舎も体育館も昭和年代の建物であり、ハウス二棟を新たに造って、その中を運営していくというのはなかなか大変

だと思えます。中で作ったものを売って金にしないと駄目だし、運営する組織側も大変なことだと思えます。そうそう簡単に手を挙げる人もいないのかなという感じがいたします。農福連携の事業者を想定するというのは無難な線かもしれませんが、なかなかいばらの道を歩むのかなという感じがします。次の世代に重い財政負担だけを残さないで、お荷物とならないように進めていただきたいと思います。ファーマーズLABOが運営している食彩テラスとはまた違います。あそこは施設があって人が通るし、立地条件もいいし、物を出せばそれなりに買う人はいると思えます。こちらの校舎跡地はまたそれとは違った意味でこれは大変なことになるかと思えますので、その点は十分心してかかっていたきたいと思います。その点について、最後に町長から答弁を求めて終わりたいと思えます。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

チャイムが終わってから。

チャイムが終わりましたので、一言だけ触れさせていただきます。この地域、藤崎町、私も皆さんも町民から負託された人間であります。現在、そして将来、どのような藤崎町にするかというのは多くの町民が我々にも期待しているところでもございます。今回の残念ながら藤崎校舎が廃校になって、この利活用の仕方については、先般もお話ししましたけれども、前武田教育長がいた時期から様々な形で職員の皆さんも私も悩みながら頭をひねってきたところでございます。次世代にどう引き継ぐかというのはこの藤崎校舎の利活用も非常に私は重要な案件だと思っております。

先般、ある議員からいわゆる「将来に向けて重い負債を抱えるんでねな」としゃべった議員も中にはいます。しかしながら、知恵を絞ってどうやっていくかという素案は、奈良岡議員、阿部議員が参画した検討委員会で素案はできました。今度は様々な町民からのご意見も聞き、そして専門的なアドバイスも得ながら、一年かけて令和四年度に上げる地

方創生のいわゆる拠点事業に手挙げしていきます。奈良岡議員がお話ししたときに、後ろの浅利議員も、横山議員も、「ハウスいいだな」と、そういうやじも聞きましたけれども、その意見もひっくるめて、次年度一年かけて多くの意見を聞いて、本当に利活用できる施設にするよう、最善の努力を図っていきたいと、そう思っております。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（小野 稔君）

これで七番奈良岡文英議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後〇時〇三分

---